

第 5 編 大規模事故災害等応急対策計画

第 1 章 大規模事故災害対策

第 2 章 危険物等災害対策

第 3 章 海上災害対策

第 4 章 林野火災対策

第 5 章 放射線災害対策

第 6 章 原子力災害対策

< 第 5 編 大規模事故災害等応急対策計画 >

第 1 章 大規模事故災害対策.....	1
第 1 節 大規模事故災害の応急対策.....	1
第 1 項 応急活動体制.....	1
第 2 項 応急活動.....	5
第 2 章 危険物等災害対策.....	7
第 1 節 危険物等災害の応急対策.....	7
第 1 項 応急活動体制.....	7
第 2 項 応急活動.....	11
第 3 章 海上災害対策.....	13
第 1 節 海上流出油災害の応急対策.....	13
第 1 項 応急活動体制.....	13
第 2 項 応急活動.....	16
第 2 節 海難事故の応急対策.....	19
第 1 項 応急活動体制.....	19
第 2 項 応急活動.....	22
第 4 章 林野火災対策.....	24
第 1 節 林野火災の応急対策.....	24
第 1 項 応急活動体制.....	24
第 2 項 応急活動.....	26
第 5 章 放射線災害対策.....	28
第 1 節 放射線災害の応急対策.....	28
第 1 項 応急活動体制.....	28
第 2 項 応急活動.....	29
第 6 章 原子力災害対策.....	31
第 1 節 原子力災害の応急対策.....	31
第 1 項 応急活動体制.....	31
第 2 項 応急活動.....	34

第 1 章 大規模事故災害対策

第 1 節 大規模事故災害の応急対策

項 目		初動	応急	復旧	実施担当
第 1 項 応急活動体制	1. 応急活動体制	●			総括班、人事班、関係各班 消防第 1・2 部 大牟田警察署
	2. 情報の収集・伝達	●			
	3. 国、県への報告	●			
	4. 緊急避難	●			
第 2 項 応急活動	1. 市民への情報伝達	●	●	●	総括班、広報班、医療救護班、土木班、道路管理者、生涯学習班、要配慮者支援班、教育総務班、消防第 1・2 部、大牟田警察署
	2. 消防・救急・救助	●	●		
	3. 応急医療救護	●	●		
	4. 交通規制	●	●		
	5. 避難	●	●		

大規模事故災害とは、大規模な火災、大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故、航空機事故）等をいう。

第 1 項 応急活動体制

1. 応急活動体制

市（総括班）は、事故の状況などの情報を収集し、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

市（人事班、総括班）は、救助・救護などに必要な部・班を動員する。

現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

※詳細は、第 3 編・4 編の第 1 章「応急活動体制の確立」を参照

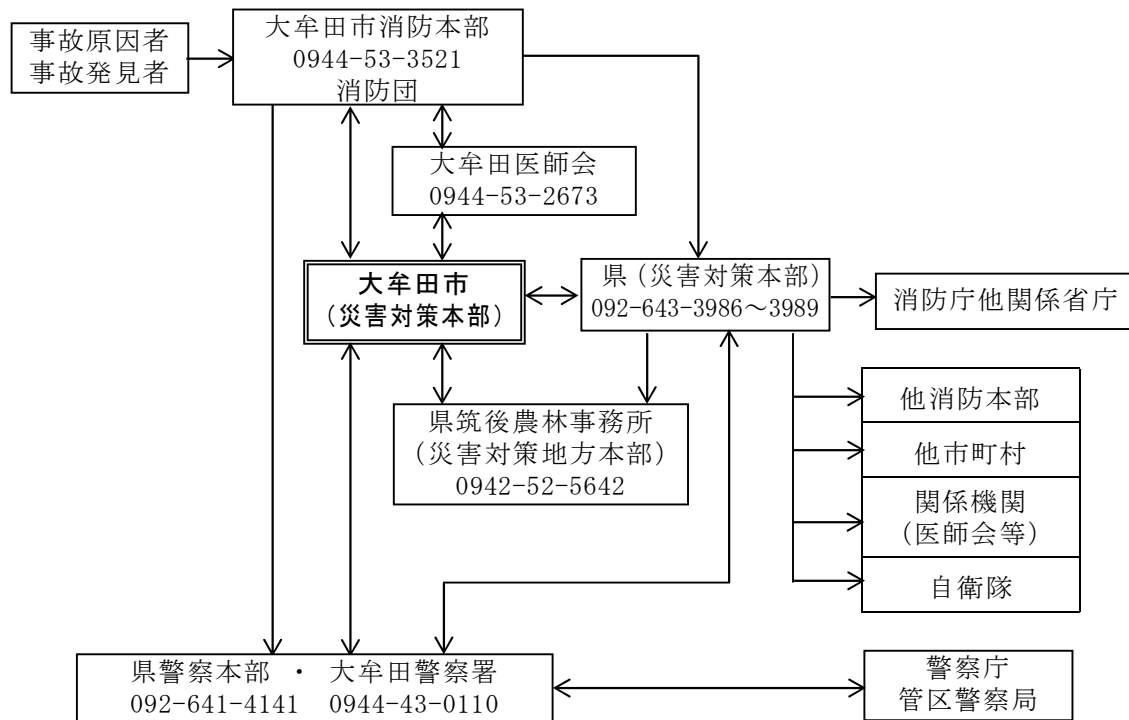
2. 情報の収集・伝達

市（総括班）は、使用可能な通信機器を確保し、速やかに事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

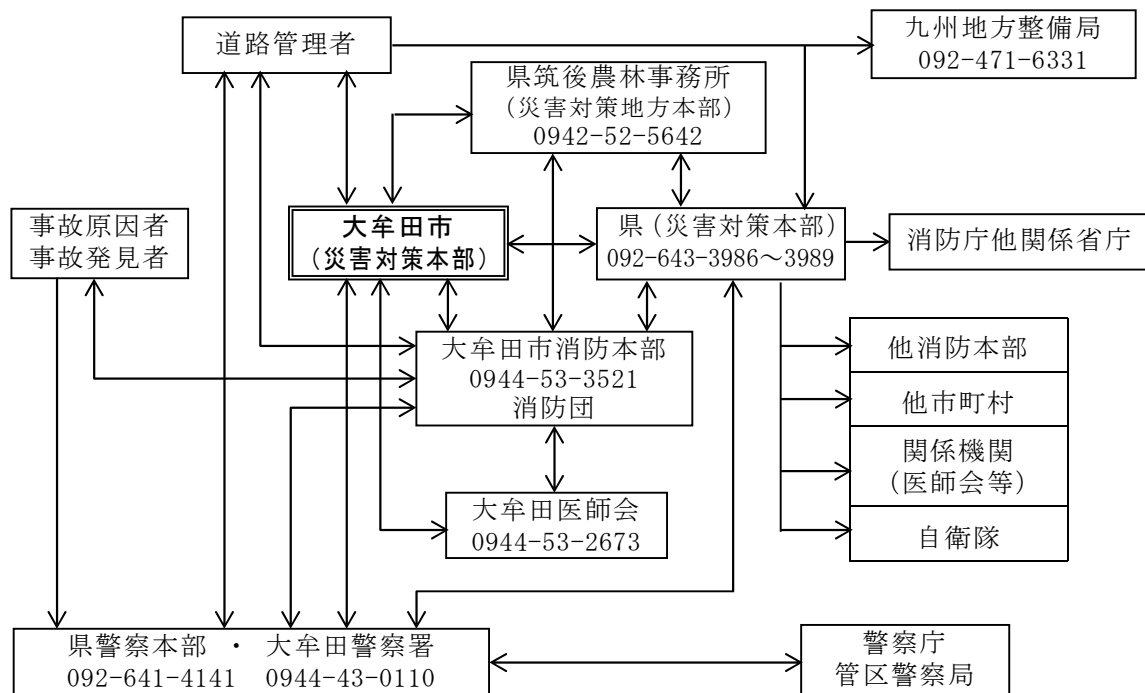
市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

※詳細は、第 3 編・4 編の第 2 章「情報収集・伝達」を参照

■大規模火災情報伝達系統



■道路事故災害情報伝達系統



3. 国、県への報告

消防第1部は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準等に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で国（消防庁）に報告する。

また、即報基準に該当する場合は、県に報告する。

■即報基準・直接即報基準

即 報 基 準	火災等即報	○ 死者が3人以上生じたもの ○ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
	建物火災	○ 特定防火対象物で死者の発生した火災 ○ 高層建築物の11階以上の階において発生した火災で利用者等が避難したもの ○ 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災 ○ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 ○ 損害額1億円以上と推定される火災
	救急・救助事故即報	○ 死者5人以上の救急事故 ○ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ○ 要救助者が5人以上の救助事故 ○ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）
直 接 即 報 基 準	火災等即報	○ 自動車、列車、航空機の火災で、次に掲げるもの ・ トンネル内車両火災、列車火災、航空機火災 ○ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 ○ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
	救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ○ 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 ○ バスの転落等による救急・救助事故 ○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○ 映画館、百貨店、駅構内等、不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの

4. 緊急避難

本部長（市長）は、必要と認めたとき、消防第1・2部及び警察署と協力して、事故現

場の周辺住民に避難指示を行う。

第2項 応急活動

1. 市民への情報伝達

市（総括班・広報班）、消防第1・2部は、災害発生直後には、市民等に対し、広報車、愛情ねっと、防災行政無線等により、災害情報や危険情報、避難準備等の伝達を行う。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

2. 消防・救急・救助

消防第1・2部は、消防吏員及び消防団員を非常召集し、非常警備体制を確立、消火活動を実施する。

また、被災者の救助活動を実施し、負傷者等を医療機関に搬送する。

現場では、被害状況の把握に努め、必要に応じて、隣接消防機関、県内の消防機関に応援を要請する。

民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

3. 応急医療救護

市（医療救護班）は、多数の死傷者が発生した場合には、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携して医療救護活動を行う。

市（医療救護班）は、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携し、医療救護所の設置場所を決定する。

医療救護所では、負傷者のトリアージや応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

4. 交通規制

市（土木班）、警察署並びに各道路管理者等は連携し、緊急車両の通行や被害の拡大を防止するため交通規制を行う。

※詳細は、第3編・4編の第5章「交通・緊急輸送対策」を参照

5. 避難

市（総括班）は、火災の延焼や危険物が流出した場合は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の市民に対

し、避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を決定し伝達する。

市（生涯学習班、要配慮者支援班、教育総務班）は、避難所担当職員を派遣し、避難所となる施設の管理者等の協力を得て避難所を開設して、避難者を受け入れる。

市民等を避難所へ誘導する際は、要配慮者に留意し、消防第1・2部が、自主防災組織等の協力を得て行う。

※詳細は、第3編・4編の第3章「避難対策」を参照

第2章 危険物等災害対策

第1節 危険物等災害の応急対策

項 目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 応急活動体制	1. 応急活動体制	●			総括班、人事班 消防第1・2部 大牟田警察署
	2. 情報の収集・伝達	●			
	3. 国、県への報告	●			
	4. 緊急避難	●			
第2項 応急活動	1. 市民への情報伝達	●	●	●	総括班、広報班、医療救護班、土木班、道路管理者、生涯学習班、要配慮者支援班、教育総務班 消防第1・2部 大牟田警察署 施設管理責任者
	2. 消防・救急・救助	●	●		
	3. 応急医療救護	●	●		
	4. 交通規制	●	●		
	5. 避難	●	●		
	6. 危険物等の大量流出に対する応急対策	●			
	7. 市及び施設所有者等の措置	●			

第1項 応急活動体制

危険物等とは、消防法第2条で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法第2条で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法第2条で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法第2条で規定する「火薬類」をいう。

1. 応急活動体制

市（総括班）は、事故の状況などの情報を収集し、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

市（人事班、総括班）は、救助・救護などに必要な部・班を動員する。

現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

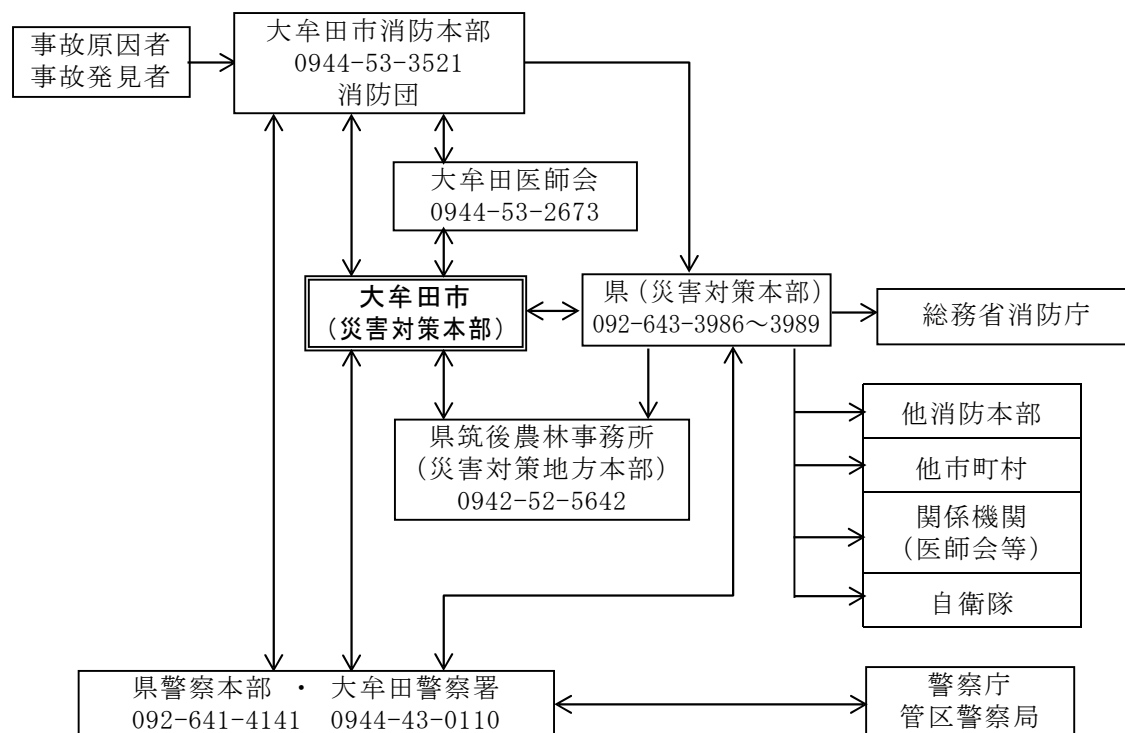
※詳細は、第3編・4編の第1章「応急活動体制の確立」を参照

2. 情報の収集・伝達

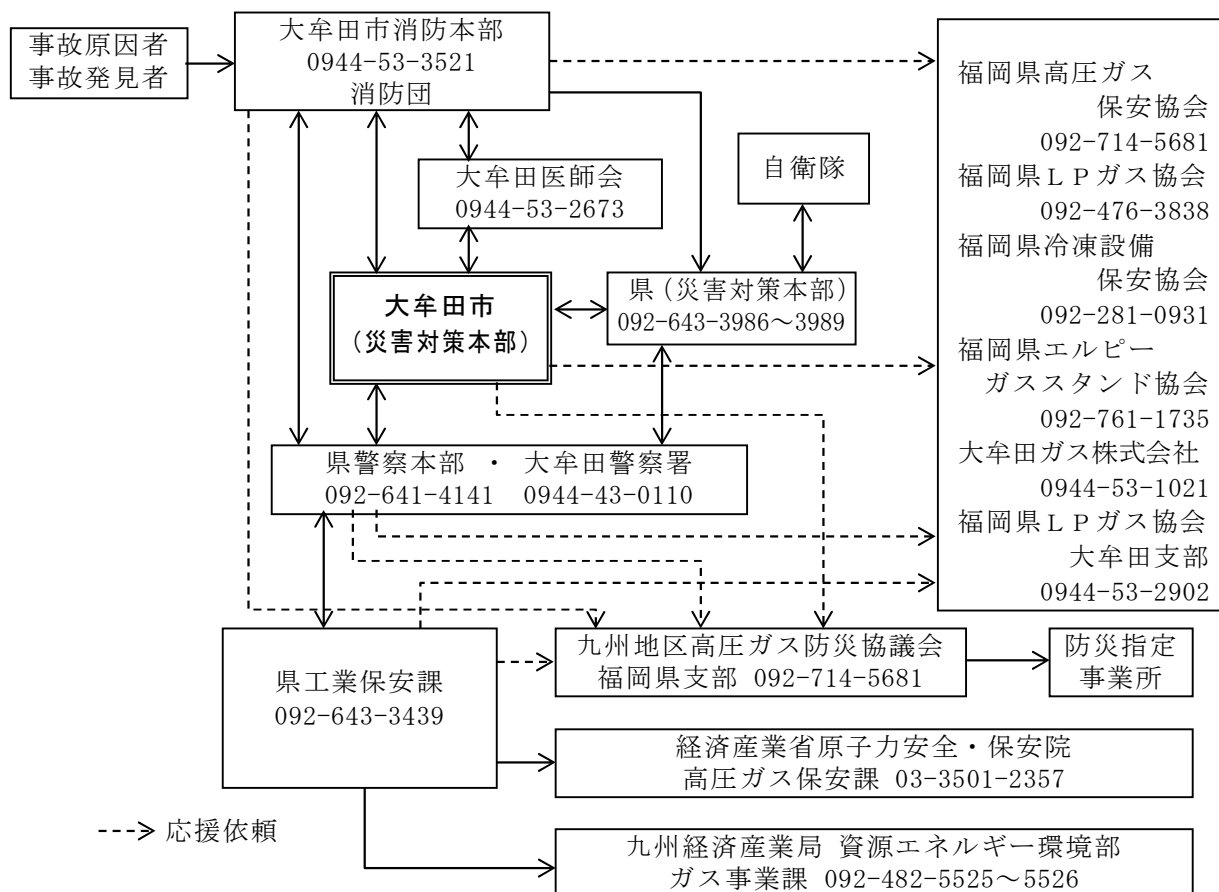
市（総括班）は、使用可能な通信機器を確保し、速やかに事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。
 ※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

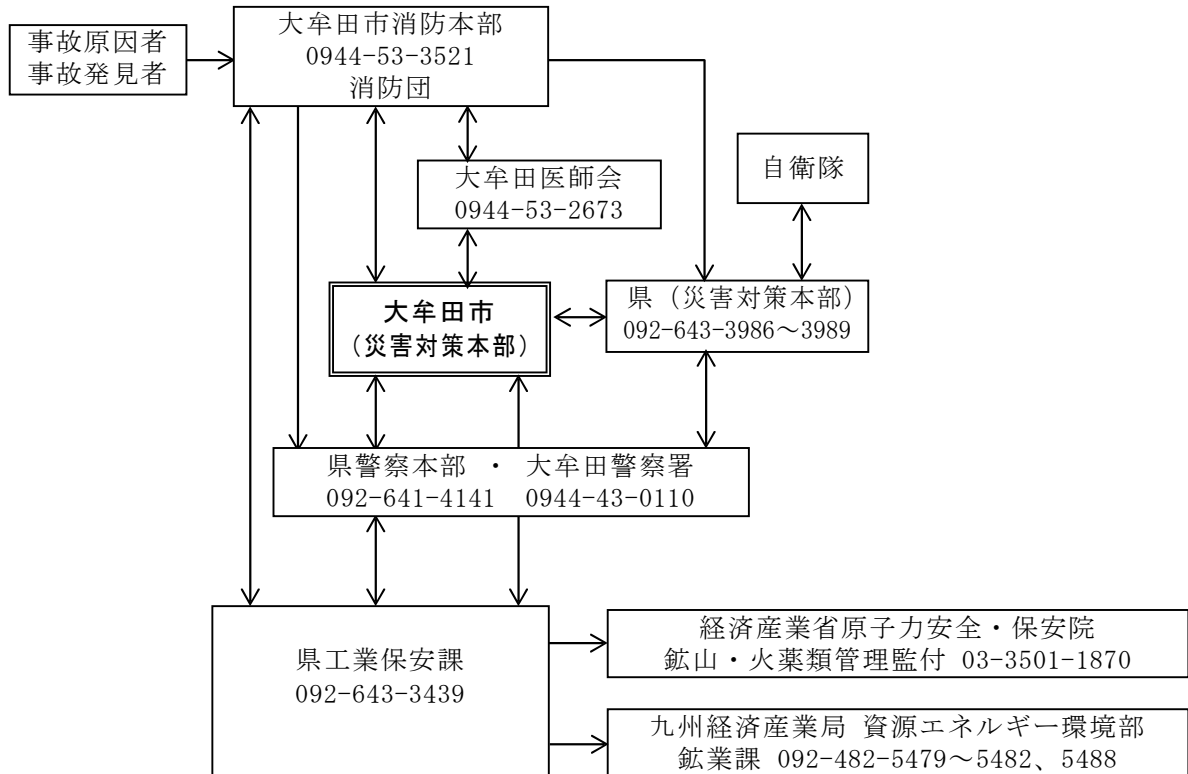
■石油类等危険物災害情報伝達系統



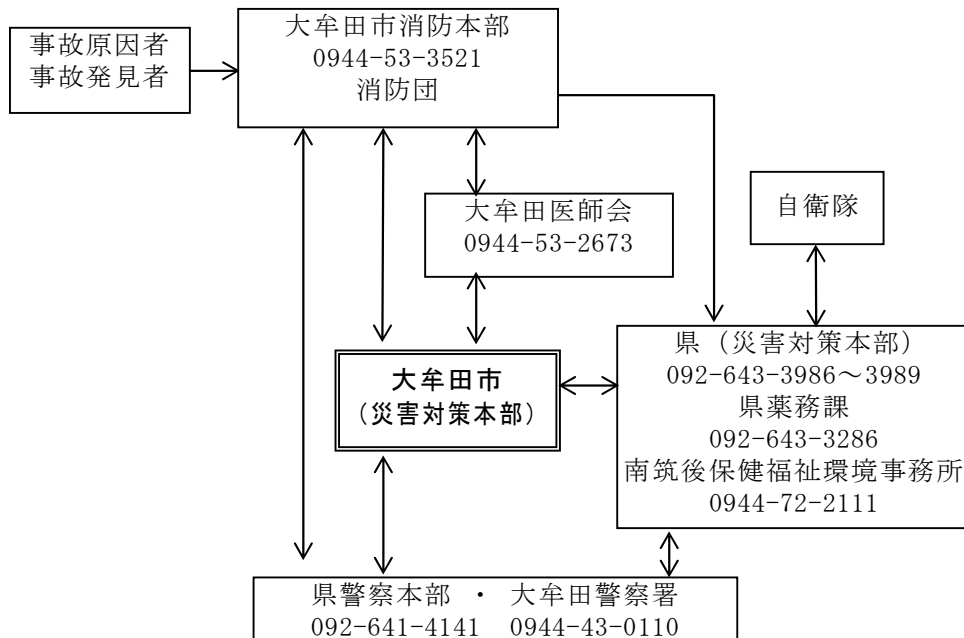
■高圧ガス災害情報伝達系統



■火薬類災害情報伝達系統



■毒物劇物災害情報伝達系統



3. 国、県への報告

消防第1部は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準等に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で国（消防庁）に報告する。

また、即報基準に該当する場合は、県に報告する。

■即報基準・直接即報基準

即報基準	火災	○ 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
	危険物等に係る事故	○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故。 ・ 死者又は行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が5名以上発生したもの ・ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ・ 500kl以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ・ 海上、河川への危険物等流出事故 ・ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災、危険物等の漏えい事故
直接即報基準	危険物等に係る事故	○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故。 ・ 死者又は行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・ 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・ 500kl以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ・ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ・ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

4. 緊急避難

本部長（市長）は、必要と認めたとき、消防第1・2部及び警察署と協力して、事故現場の周辺住民に避難指示を行う。

第2項 応急活動

1. 市民への情報伝達

市（総括班・広報班）、消防第1・2部は、災害発生直後には、市民等に対し、広報車、愛情ねっと、防災行政無線等により、災害情報や危険情報、避難準備等の伝達を行う。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

2. 消防・救急・救助

消防第1部は、危険物等による災害が発生した場合には、消防吏員を非常招集し、非常警備体制を確立、必要に応じて消火活動を実施する。

また、被災者の救助活動を実施し、負傷者等を医療機関に搬送する。

現場では、被害状況の把握に努め、必要に応じて、隣接消防機関、県内の消防機関に応援を要請する。

民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

3. 応急医療救護

市（医療救護班）は、多数の死傷者が発生した場合には、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携して医療救護活動を行う。

市（医療救護班）は、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携し、医療救護所の設置場所を決定する。

医療救護所では、負傷者のトリアージや応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

4. 交通規制

市（土木班）、警察署並びに各道路管理者等は連携し、緊急車両の通行や被害の拡大を防止するため交通規制を行う。

※詳細は、第3編・4編の第5章「交通・緊急輸送対策」を参照

5. 避難

市（総括班）は、危険物が流出した場合は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大防止を防止するため、影響を受ける区域の市民に対し、立入禁止区域の設定、避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を決定し伝達する。

市（生涯学習班、要配慮者支援班、教育総務班）は、避難所担当職員を派遣し、避難所となる施設の管理者等の協力を得て避難所を開設し、避難者を受け入れる。

市民等を避難所へ誘導する際は、要配慮者に留意し、消防第1・2部が、自主防災組織等の協力を得て行う。

※詳細は、第3編・4編の第3章「避難対策」を参照

6. 危険物等の大量流出に対する応急対策

市災対本部は、危険物等の大量流出等により、市及び関係機関等では対処できない場合には、県、自衛隊等に応援を要請し、応急対策にあたる。

※詳細は、第3編・4編の第1章第3節「支援受入体制の確立」を参照

7. 市及び施設所有者等の措置

本部長（市長）は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため、緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。（消防法第12条の3）

施設の所有者、管理者、占有者は、発災後速やかに職員の参集、情報連絡体制の確立、対策本部設置等、必要な体制を確立するとともに、市、消防、警察署等の関係機関に被害情報等を連絡する。

第3章 海上災害対策

第1節 海上流出油災害の応急対策

項 目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 応急活動体制	1. 応急活動体制	●			総括班、産業経済部、環境部、人事班、消防第1・2部 三池海上保安部
	2. 情報の収集・伝達	●			
	3. 国、県への報告	●			
	4. 緊急避難	●			
第2項 応急活動	1. 市民への情報伝達	●	●	●	総括班、広報班、医療救護班、土木班、道路管理者、生涯学習班、要配慮者支援班、教育総務班、消防第1・2部 大牟田警察署 三池海上保安部 施設管理責任者
	2. 消防・救急・救助	●	●		
	3. 応急医療救護	●	●		
	4. 交通規制	●	●		
	5. 避難	●	●		
	6. 流出油災害に対する措置	●	●	●	

本節の対象となる海上流出油災害とは、市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出をいう。

なお、有害液体物質（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第3項）の流出事故対策については、本編第2章「危険物等災害対策」による。

第1項 応急活動体制

1. 応急活動体制

1) 市災対本部の設置

市（総括班）及び消防第1部は、油流出の状況などの情報を収集し、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

市（人事班、総括班）は、救助・救護などに必要な部・班を動員する。

現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

※詳細は、第3編・4編の第1章「応急活動体制の確立」を参照

2) 県災害対策連絡調整本部の設置に関する事項

県地域防災計画に基づく「災害対策連絡調整本部」が設置された場合、関係機関は

職員を「災害対策連絡調整本部」に派遣する。

ただし、流出油事故の規模等から被害が大牟田市域内に限定される局地的なものである等の理由により、県地域防災計画に基づいた「災害対策連絡調整本部」が設置されない場合であっても、有明海排出油等防除協議会会長（三池海上保安部長）は、会員による排出油等の防除活動が行われる場合は、直ちに三池海上保安部に「総合調整本部」を設置する。

◆資料編 「有明海排出油等防除協議会（総合調整本部参集会員）」

3) 実施機関及び実施事項

ア) 三池海上保安部

三池海上保安部は、排出油防除活動マニュアルに従い、関係機関への情報伝達及び協力要請、巡視船艇、航空機等による目視、撮影等による情報収集及び被害規模の把握を行い、被害の状況、応急対策の活動状況、災害対策連絡調整本部設置状況等について、適宜、防災関係機関に連絡する。

イ) 市（総括班、産業経済部、環境部）及び消防第1部

市（総括班、産業経済部、環境部）及び消防第1部は、排出油防除活動マニュアルに従い、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

ウ) 有明海排出油等防除協議会

有明海排出油等防除協議会は、災害情報の協議会員への伝達、災害時における防除資機材の斡旋及び流出油の防除推進、事故発生企業への協力等を実施する。

エ) 事故関係機関

事故関係機関は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、関係事業者等は速やかに三池海上保安部等へ通報するものとする。

オ) その他の関係機関、団体

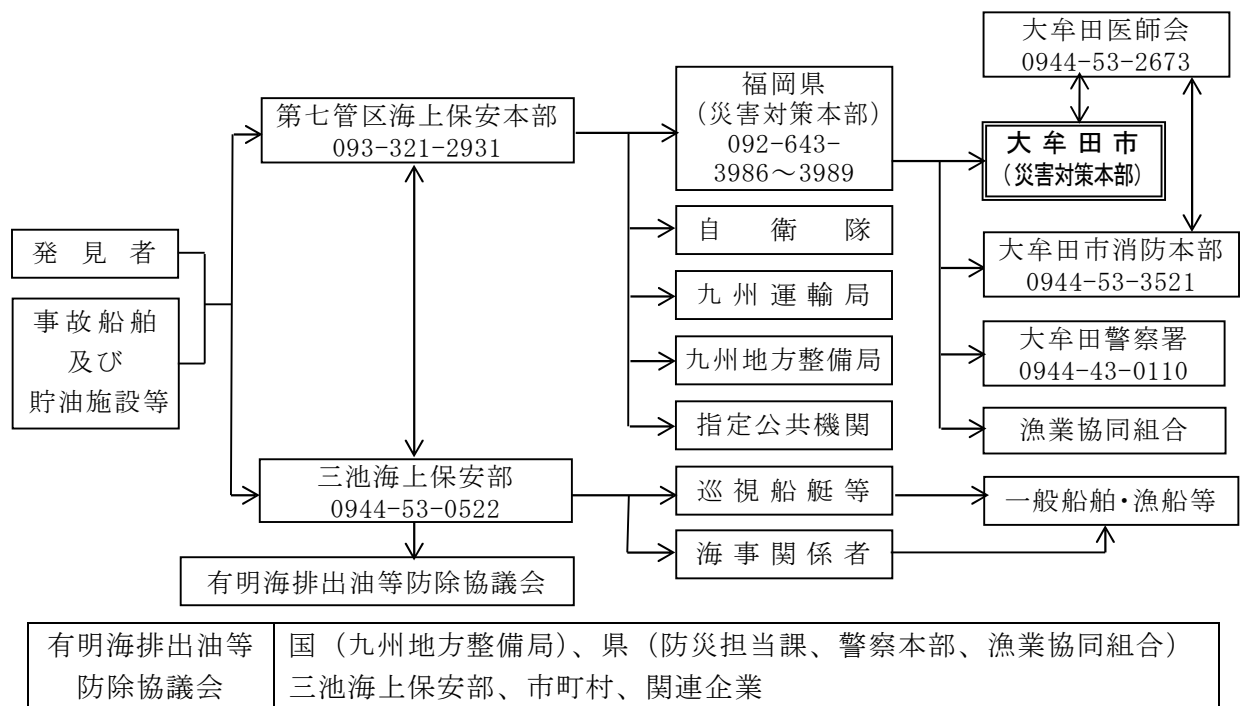
自らの防災対策を講じるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、三池海上保安部、その他関係機関の応急対策に協力する。

2. 情報の収集・伝達

市（総括班）は、速やかに流出油被害の発生状況等の情報を収集するとともに、県及び関係機関と情報の共有を図る。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

■海上流出油災害情報伝達系統



3. 国、県への報告

市（総括班）は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準等に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で国（消防庁）に報告する。

また、即報基準に該当する場合は、県に報告する。

■即報基準・直接即報基準

即報基準	火災等即報	○ 船舶の火災で、次に掲げるもの ・タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
	救急・救助事故即報	○ 死者 5 人以上の救急事故 ○ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 ○ 要救助者が 5 人以上の救助事故 ○ 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 ・船舶に係る救急・救助事故
直接即報基準	火災等即報	○ 船舶の火災で、次に掲げるもの ・タンカー火災の他、社会的影響度が高い船舶火災
	救急・救助事故即報	○ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

4. 緊急避難

本部長（市長）は、船舶火災等の発生により必要と認めたとき、消防第1・2部及び警察署と協力して、事故現場の周辺住民に避難指示を行う。

第2項 応急活動

1. 市民への情報伝達

市（総括班・広報班）、消防第1・2部は、流出油事故の状況や被害の状況等について、沿岸部の住民や事業所等の就業者等に対して、広報車、愛情ねっと、防災行政無線等により、災害情報や危険情報、避難準備等の伝達を行う。

三池海上保安部及び港湾管理者等は、流出油による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、拡声器等により、付近航行船舶に対し周知に努める。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

2. 消防・救急・救助

消防第1・2部は、流出油による火災が発生した場合には、速やかに消防吏員及び消防団員を非常召集し、非常警備体制を確立、三池海上保安部と連携して救助チームを編成して被災者の救助活動、負傷者等の医療機関への搬送を実施する。現場では、被害状況の把握に努め、必要に応じて、隣接消防機関、県内の消防機関に応援を要請する。

民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

三池海上保安部長は、災害の状況を十分配慮したうえやむを得ないと認めたときは、事故船体及び流出油の非常処分を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

3. 応急医療救護

市（医療救護班）は、流出等による多数の死傷者が発生した場合には、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携して医療救護活動を行う。

市（医療救護班）は、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携して、医療救護所の設置場所を決定する。

医療救護所では、負傷者のトリアージや応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

4. 交通規制

市（土木班）、警察署並びに各道路管理者等は連携し、緊急車両の通行等を確保するた

め交通規制を行う。

※詳細は、第3編・4編の第5章「交通・緊急輸送対策」を参照

5. 避難

市（総括班）は、沿岸部住民等の避難が必要となった場合には、本部長（市長）の指示により避難所の開設を行う。

市（生涯学習班、要配慮者支援班、教育総務班）は、避難所担当職員を派遣し、避難所となる施設の管理者等の協力を得て避難所を開設し、避難者を受け入れる。

市民等を避難所へ誘導する際は、要配慮者に留意し、消防第1・2部が、自主防災組織等の協力を得て行う。

※詳細は、第3編・4編の第3章「避難対策」を参照

6. 流出油災害に対する措置

1) 事故を起こした船舶の船長及び船舶所有者又は事故を起こした陸上施設の管理者の措置

ア) 事故の発生を直ちに三池海上保安部に通報

イ) オイルフェンスの展張、油吸着材及び油処理剤等による流出油の拡散防止又は処理

ウ) 船体又は貯油施設等の損傷か所の応急処理並びに油の移替え

エ) 流出油による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜取りを行う。また、事故船舶が陸地に近いとき又は荒天により積油の抜取りが困難な場合は、直接油送管をもって抜取りを行う。

オ) 火災等二次災害発生の防止

2) 乗組員の救出

三池海上保安部は、関係機関と協力し、負傷者等の救出救護にあたる。

3) 流出油の拡散防止

ア) 三池海上保安部は、流出油の広域的拡散防止を図るため、有明海排出油防除協議会による流出油防除活動を必要と認めた場合は、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。

イ) 三池海上保安部は、関係機関の協力を得て、流出油の拡散防止を図るため、オイルフェンスの展張、油吸着材及び油処理剤等の散布を行うとともに、油回収ネット等により流出油の回収を行う。

4) 漂流油の防除等

沿岸に漂着の可能性がある油の防除、すでに沿岸に漂着した油の防除措置を実施するとともに、防除資機材や消火資機材の使用等、防除作業に要した諸経費及び損失補

償要求等に係る資料の作成を行う。

また、事故を起こした関係者に対する指導等を行う。

5) 防災資機材の調達

防災関係機関及び企業は、油流出等の事故に際して、オイルフェンス、化学消火剤、油処理剤等の防災資機材を多量に必要とするので、防災資機材の調達に協力する。

6) 船舶交通の制限等

三池海上保安部長は、流出油により火災が発生し、もしくは発生の恐れがある場合、必要に応じて関係船舶に対し、火気の使用の制限又は禁止並びに航行の制限もしくは禁止又は退去等の措置を講じる。

第2節 海難事故の応急対策

項 目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 応急活動体制	1. 応急活動体制	●			総括班、産業経済部、環境部、人事班、消防第1・2部 大牟田警察署 三池海上保安部
	2. 情報の収集・伝達	●			
	3. 国、県への報告	●			
	4. 緊急避難	●			
第2項 応急活動	1. 市民への情報伝達	●	●	●	総括班、広報班、医療救護班、土木班、道路管理者、生涯学習班、要配慮者支援班、教育総務班、消防第1・2部 大牟田警察署 三池海上保安部 施設管理責任者
	2. 消防・救急・救助	●	●		
	3. 応急医療救護	●	●		
	4. 交通規制	●	●		
	5. 避難	●	●		
	6. 在港船舶の災害対策	●			

本節の対象となる海難事故とは、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生をいう。

第1項 応急活動体制

1. 応急活動体制

1) 市災対本部の設置

市（総括班）は、海難事故の状況などの情報を収集し、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

市（人事班、総括班）は、救助・救護などに必要な部・班を動員する。

現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

※詳細は、第3編・4編の第1章「応急活動体制の確立」を参照

2) 県災害対策連絡調整本部の設置に関する事項

県地域防災計画に基づく「災害対策連絡調整本部」が設置された場合、関係機関は職員を「災害対策連絡調整本部」に派遣する。

ただし、海難事故の規模等から被害が大牟田市域内に限定される局地的なものである等の理由により、県地域防災計画に基づいた「災害対策連絡調整本部」が設置されない場合であっても、有明海排出油等防除協議会会長（三池海上保安部長）は、会員による排出油等の防除活動が行われる場合は、直ちに三池海上保安部に「総合調整本部」を設置する。

◆資料編 「有明海排出油等防除協議会（総合調整本部参集会員）」

3) 実施機関及び実施事項

ア) 三池海上保安部

三池海上保安部は、排出油防除活動マニュアルに従い、関係機関への情報伝達及び協力要請、巡視船艇、航空機等による目視、撮影等による情報収集及び被害規模の把握を行い、被害の状況、応急対策の活動状況、災害対策連絡調整本部設置状況等について、適宜、防災関係機関に連絡する。

イ) 市（総括班、産業経済部、環境部）及び消防第1部

市（総括班、産業経済部、環境部）及び消防第1部は、排出油防除活動マニュアルに従い、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

ウ) 有明海排出油等防除協議会

有明海排出油等防除協議会は、災害情報の協議会員への伝達、災害時における防除資機材の斡旋及び流出油の防除推進、事故発生企業への協力等を実施する。

エ) 事故関係機関

事故関係機関は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、関係事業者等は速やかに三池海上保安部等へ通報するものとする。

オ) その他の関係機関、団体

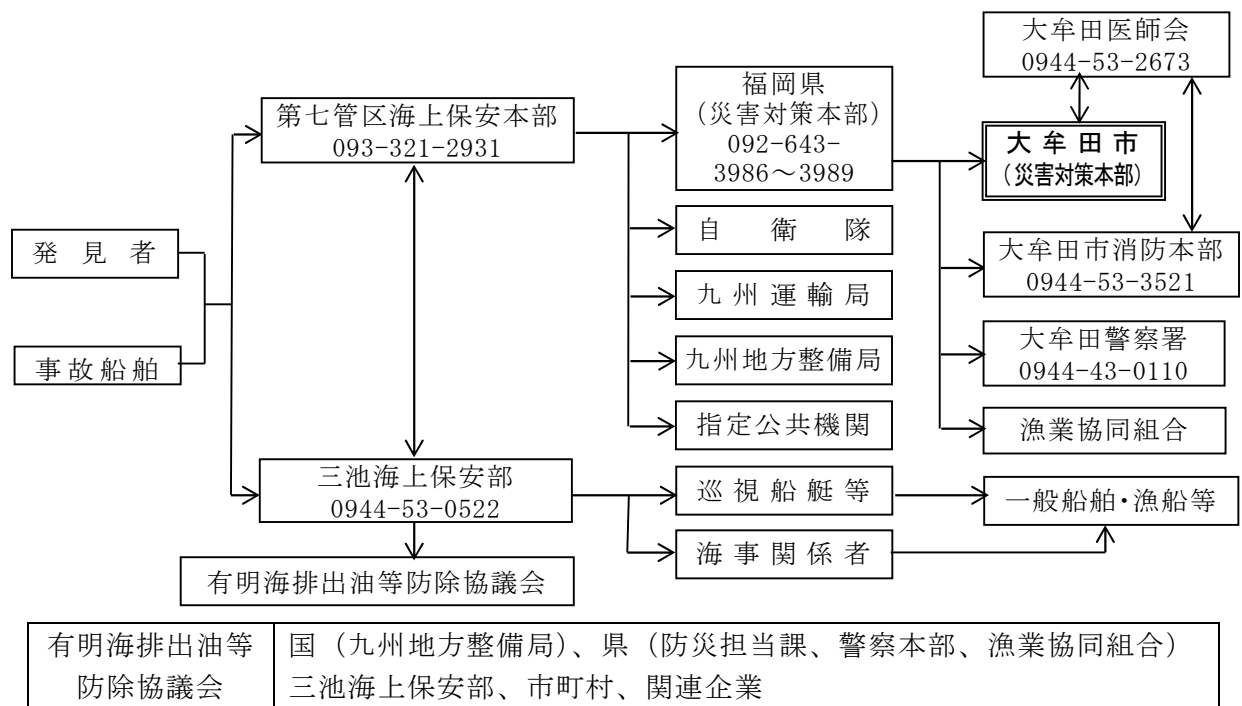
自らの防災対策を講じるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、三池海上保安部、その他関係機関の応急対策に協力する。

2. 情報の収集・伝達

市（総括班）は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報の収集、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

■海難事故情報伝達系統



3. 国、県への報告

市（総括班）は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準等に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で国（消防庁）に報告する。

また、即報基準に該当する場合は、県に報告する。

■即報基準・直接即報基準

即報基準	火災等即報	○ 船舶の火災で、次に掲げるもの ・タンカー火災の他、社会的影響度が高い船舶火災
	救急・救助事故即報	○ 死者 5 人以上の救急事故 ○ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 ○ 要救助者が 5 人以上の救助事故 ○ 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 ・船舶に係る救急・救助事故
直接即報基準	火災等即報	○ 船舶の火災で、次に掲げるもの ・タンカー火災の他、社会的影響度が高い船舶火災
	救急・救助事故即報	○ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

4. 緊急避難

本部長（市長）は、船舶火災等の発生により必要と認めたとき、消防第1・2部及び警察署と協力して、事故現場の周辺住民に避難指示を行う。

第2項 応急活動

1. 市民への情報伝達

市（総括班・広報班）、消防第1・2部は、海難事故の状況や被害の状況等について、沿岸部の住民や事業所等の就業者等に対して、広報車、愛情ねっと、防災行政無線等により、災害情報や危険情報、避難準備等の伝達を行う。

三池海上保安部及び港湾管理者等は、海難事故による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、拡声器等により、付近航行船舶に対し周知に努める。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

2. 消防・救急・救助

消防第1・2部は、海難事故が発生した場合には、速やかに消防吏員及び消防団員を非常召集、非常警備体制を確立、三池海上保安部と連携して救助チームを編成して被災者の救助活動、負傷者等の医療機関への搬送を実施する。

現場では、被害状況の把握に努め、必要に応じて、隣接消防機関、県内の消防機関に応援を要請する。

民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

3. 応急医療救護

市（医療救護班）は、海難事故により多数の死傷者が発生した場合には、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と協力して、事故現場付近の指定避難場所等において医療救護活動を行う。

市（医療救護班）は、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携し、医療救護所の設置場所を決定する。

医療救護所では、負傷者のトリアージや応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

4. 交通規制

市（土木班）、警察署並びに各道路管理者等は連携し、緊急車両の通行等のため交通規

制を行う。

※詳細は、第3編・4編の第5章「交通・緊急輸送対策」を参照

5. 避難

市（総括班）は、沿岸部住民等の避難が必要となった場合には、本部長（市長）の指示により避難所の開設を行う。

市（生涯学習班、要配慮者支援班、教育総務班）は、避難所担当職員を派遣し、避難所となる施設の管理者等の協力を得て避難所を開設し、避難者を受け入れる。

市民等を避難所へ誘導する際は、要配慮者に留意し、消防第1・2部が、自主防災組織等の協力を得て行う。

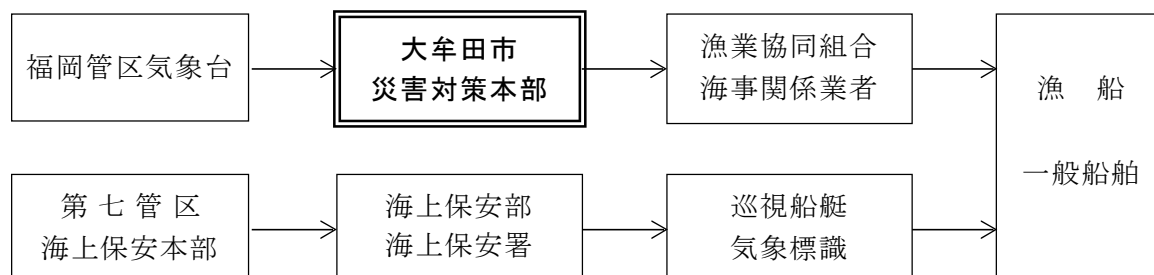
※詳細は、第3編・4編の第3章「避難対策」を参照

6. 在港船舶の災害対策

港湾管理者は、台風等による災害が発生する恐れがある場合には、船舶の破壊及び船舶による港湾施設の損害を軽減するため、台風情報等に注意しながら港内を巡回し、係留中の船舶の保船状況を確認し、台風の強度に応じ被害の恐れがある場合は、管理者に係留索の補強等について臨船指導を行う。

また、台風情報、気象情報により、一般船舶及び漁船に対する出港の見合わせ、避難の指示等を行う場合は、次の経路で行う。

■船舶への避難指示の経路



第4章 林野火災対策

第1節 林野火災の応急対策

項 目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 応急活動体制	1. 応急活動体制	●			総括班、人事班
	2. 情報の収集・伝達	●			消防第1・2部
	3. 県への報告	●			大牟田警察署
	4. 緊急避難	●			
第2項 応急活動	1. 市民への情報伝達	●	●	●	総括班、広報班、医療救護班、土木班、道路管理者、生涯学習班、要配慮者支援班、教育総務班
	2. 消防・救急・救助	●	●		
	3. 応急医療救護	●	●		
	4. 交通規制	●	●		
	5. 避難	●	●		消防第1・2部
	6. 林野火災対策資料の作成			●	大牟田警察署

第1項 応急活動体制

1. 応急活動体制

市（総括班）は、林野火災の状況などの情報を収集し、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

市（人事班、総括班）は、救助・救護などに必要な部・班を動員する。

現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

※詳細は、第3編・4編の第1章「応急活動体制の確立」を参照

市（総括班）及び消防第1部は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防ぎよにあたるが、火災が拡大し、市だけで対処できないと判断するときは、隣接市町等或いは福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請を行う。

また、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県（防災危機管理局）への通報を行うとともに、自衛隊等による円滑な空中消火を実施するため、空中消火体制を確立する。

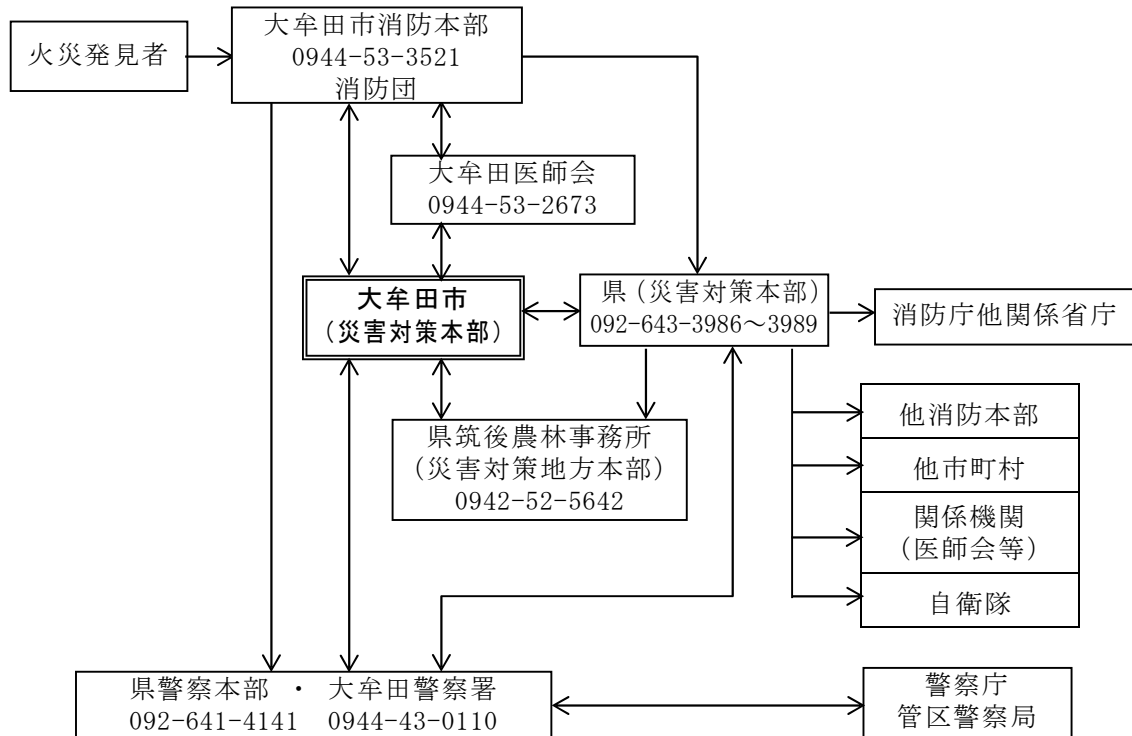
2. 情報の収集・伝達

市（総括班）及び消防第1部は、使用可能な通信機器を確保し、速やかに林野火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報

を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

■林野火災情報伝達系統



3. 県への報告

市（総括班）及び消防第1部は、火災・災害等即報要領に基づき、即報基準に該当する一定規模以上の林野火災について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で県に報告する。

■即報基準

火災等即報	林野火災	○ 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ○ 空中消火を要請又は実施したもの ○ 住宅等へ延焼する恐れがある等社会的に影響度が高いもの
-------	------	--

4. 緊急避難

本部長（市長）は、必要と認めたとき、消防第1・2部及び警察署と協力して、火災現場の周辺住民に避難指示を行う。

第2項 応急活動

1. 市民への情報伝達

市（総括班・広報班）、消防第1・2部は、林野火災の発生直後には、市民等に対し、広報車、愛情ねっと、防災行政無線等により、災害情報や危険情報、避難準備等の伝達を行う。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

2. 消防・救急・救助

消防第1・2部は、林野火災が発生した場合には、速やかに消防吏員及び消防団員を非常召集、非常警備体制を確立し、消火活動を実施する。

また、被災者の救助活動を実施し、負傷者等を医療機関に搬送する。

現場では、被害状況の把握に努め、必要に応じて、隣接消防機関、県内の消防機関に応援を要請する。

民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

3. 応急医療救護

市（医療救護班）は、多数の死傷者が発生した場合には、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携して医療救護活動を行う。

市（医療救護班）は、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携して、医療救護所の設置場所を決定する。

医療救護所では、負傷者のトリアージや応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

4. 交通規制

市（土木班）、警察署並びに各道路管理者等は連携し、緊急車両の通行や被害の拡大を防止するため交通規制を行う。

※詳細は、第3編・4編の第5章「交通・緊急輸送対策」を参照

5. 避難

市（総括班）は、火災の延焼状況、気象条件等を勘案し、被害の拡大防止を防止するため、影響を受ける区域の市民に対し、立入禁止区域の設定、避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を決定し伝達する。

市（生涯学習班、要配慮者支援班、教育総務班）は、避難所担当職員を派遣し、避難

所となる施設の管理者等の協力を得て避難所を開設し、避難者を受け入れる。

市民等を避難所へ誘導する際は、要配慮者に留意し、消防第1・2部が、自主防災組織等の協力を得て行う。

※詳細は、第3編・4編の第3章「避難対策」を参照

6. 林野火災対策資料の作成

消防第1部は、焼失面積20ha以上の火災の場合は、昭和55年3月11日付け消防地第81号に定める林野火災対策資料を作成し、速やかに県に報告を行う。

第5章 放射線災害対策

第1節 放射線災害の応急対策

項 目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 応急活動体制	1. 応急活動体制	●			総括班、人事班、消防第1部、大牟田警察署 施設管理責任者
	2. 情報の収集・伝達	●			
	3. 国への報告	●			
第2項 応急対策活動	1. 市民への情報伝達	●	●	●	総括班、広報班、医療救護班、土木班、道路管理者、 消防第1・2部 大牟田警察署
	2. 消防・救急・救助	●			
	3. 応急医療救護	●			
	4. 交通規制	●			
	5. 避難及び状況調査	●			

放射線災害とは、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。

第1項 応急活動体制

1. 応急活動体制

市（総括班）は、事故の状況などの情報を収集し、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

市（人事班、総括班）は、救助・救護などに必要な部・班を動員する。

現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

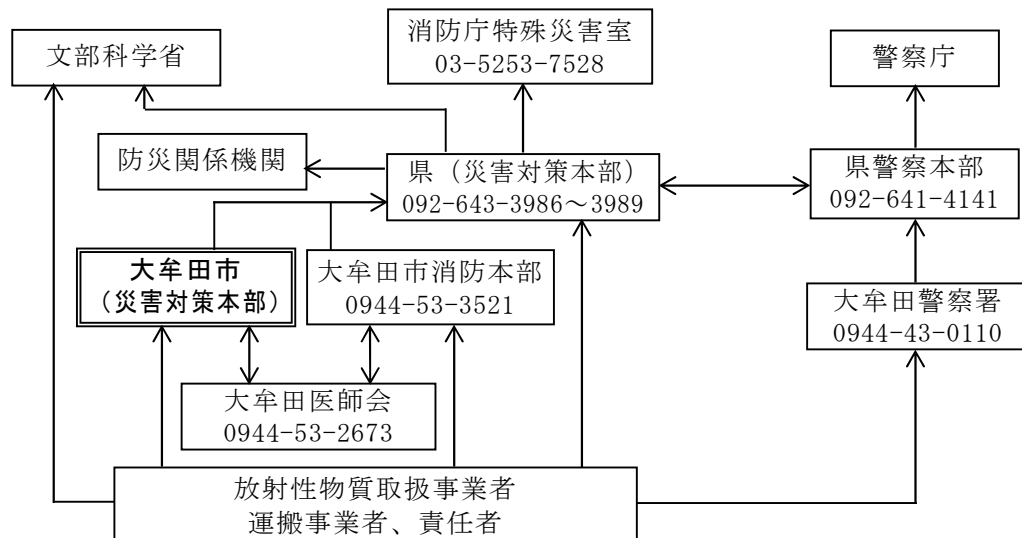
※詳細は、第3編・4編の第1章「応急活動体制の確立」を参照

2. 情報の収集・伝達

放射性同位元素取扱事業所の設置者は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、国、県、市、消防第1部及び警察署に通報し、その後の情報についても連絡する。

市（総括班）は、市内の事業所において災害発生があった場合、県等に通報するとともに、その後の情報の集約・報告にあたる。

■放射線災害情報伝達系統



3. 国、県への報告

市（総括班）は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準等に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で国（消防庁）に報告する。

また、即報基準に該当する場合は、県に報告する。

■即報基準・直接即報基準（原子力災害等）

即報基準	○ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
直接即報基準	○ 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

第2項 応急活動

1. 市民への情報伝達

市（総括班・広報班）、消防第1・2部は、災害発生直後には、市民等に対し、広報車、愛情ねっと、防災行政無線等により、災害情報や危険情報、避難準備等の伝達を行う。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

2. 消防・救急・救助

消防第1部は、被災者の救助活動を実施し、負傷者等を医療機関に搬送する。

現場では、被害状況の把握に努め、必要に応じて、隣接消防機関、県内の消防機関に応援を要請する。

民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

3. 応急医療救護

市（医療救護班）は、多数の死傷者が発生した場合には、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携して医療救護活動を行う。

市（医療救護班）は、県保健福祉環境事務所、大牟田医師会と連携して医療救護所の設置場所を決定する。

また、国からの要請等により派遣される緊急被ばく医療派遣チーム（放射線医学総合研究所）の助言等を受け、医療救護所において放射線による被ばくを受けた者又はその恐れがある者の救護活動に協力する。

※詳細は、第3編・4編の第6章「消防・救急・救助・救援活動」を参照

4. 交通規制

市（土木班）、警察署並びに各道路管理者等は連携し、緊急車両の通行等のため交通規制を行う。

※詳細は、第3編・4編の第5章「交通・緊急輸送対策」を参照

5. 避難及び状況調査

1) 地域住民の避難及び立入制限

市（総括班）は、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく内閣総理大臣の指示があった場合は、指示内容に基づき、屋内退避等の措置をとる。

また、放射性物質による汚染状況調査等により、予測線量が「退避及び避難に関する指標（原子力規制委員会）」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合、被害予想地区周辺の地域住民に対し、屋内への退避や警戒区域の設定等の状況に応じた措置をとる。

警戒区域への立入制限、交通規制等は、警察署等関係機関に要請する。

2) 放射性物質による汚染状況調査等

市（総括班）は、県が行う緊急モニタリング結果を収集するとともに、福岡管区気象台の協力を得て、風向、風速、降水量、大気安定度等の気象情報を数時間後の予測を含めて随時収集する。

第6章 原子力災害対策

第1節 原子力災害の応急対策

項 目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 応急活動体制	1. 応急活動体制	●			総括班、関係各班 消防第1部
	2. 情報の収集・伝達	●			
第2項 応急活動	1. 市民への情報伝達	●	●	●	総括班、広報班 消防第1・2部 大牟田警察署
	2. 避難及び状況調査	●			
	3. 広域的な避難者の受け入れ	●			

第1項 応急活動体制

1. 応急活動体制

1) 組織体制の整備

市（関係各班）は、原子力災害への応急対策に係る国・県の指示や要請等に適切に対処できるよう、県の体制に準じ、災害警戒本部、災害対策本部など活動に必要な体制をとる。

■ 県の活動体制の設置基準

活動体制	設 置 基 準
災害警戒本部	○ 原子力事業者から警戒事象又は特定事象発生の情報連絡を受けた場合 ○ 放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶもしくはそのおそれがあると認められる場合
災害対策本部	○ 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合 ○ 住民等の安全確保のために必要と認められる場合

2) モニタリング体制の整備

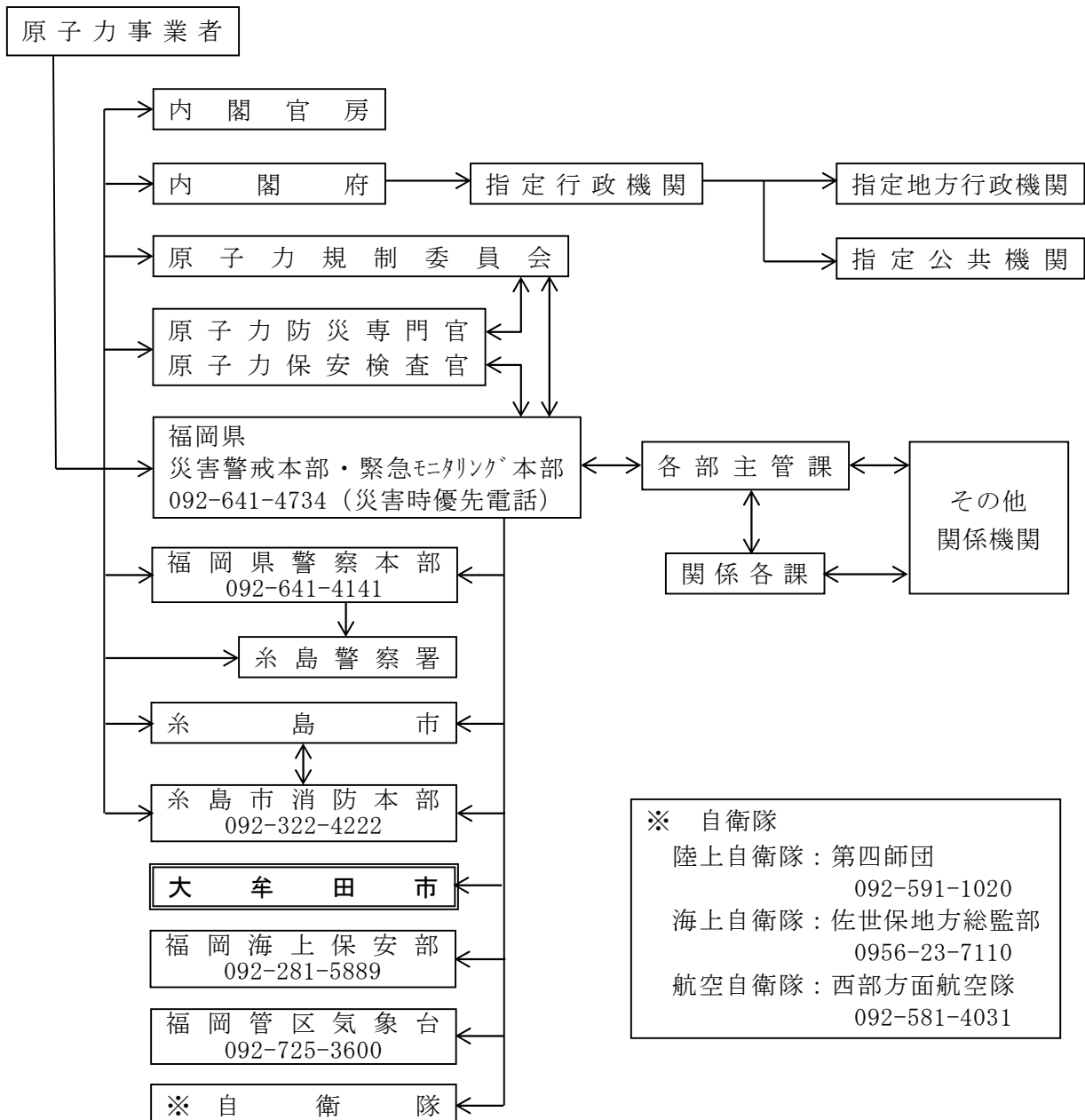
市（総括班）は、県から緊急モニタリング活動への協力を依頼された場合、県から派遣されるモニタリング要員等と協力してモニタリング班を編成し、モニタリングを実施できる体制をとる。

2. 情報の収集・伝達

市（総括班）は、原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡体制、広報体制を確立する。

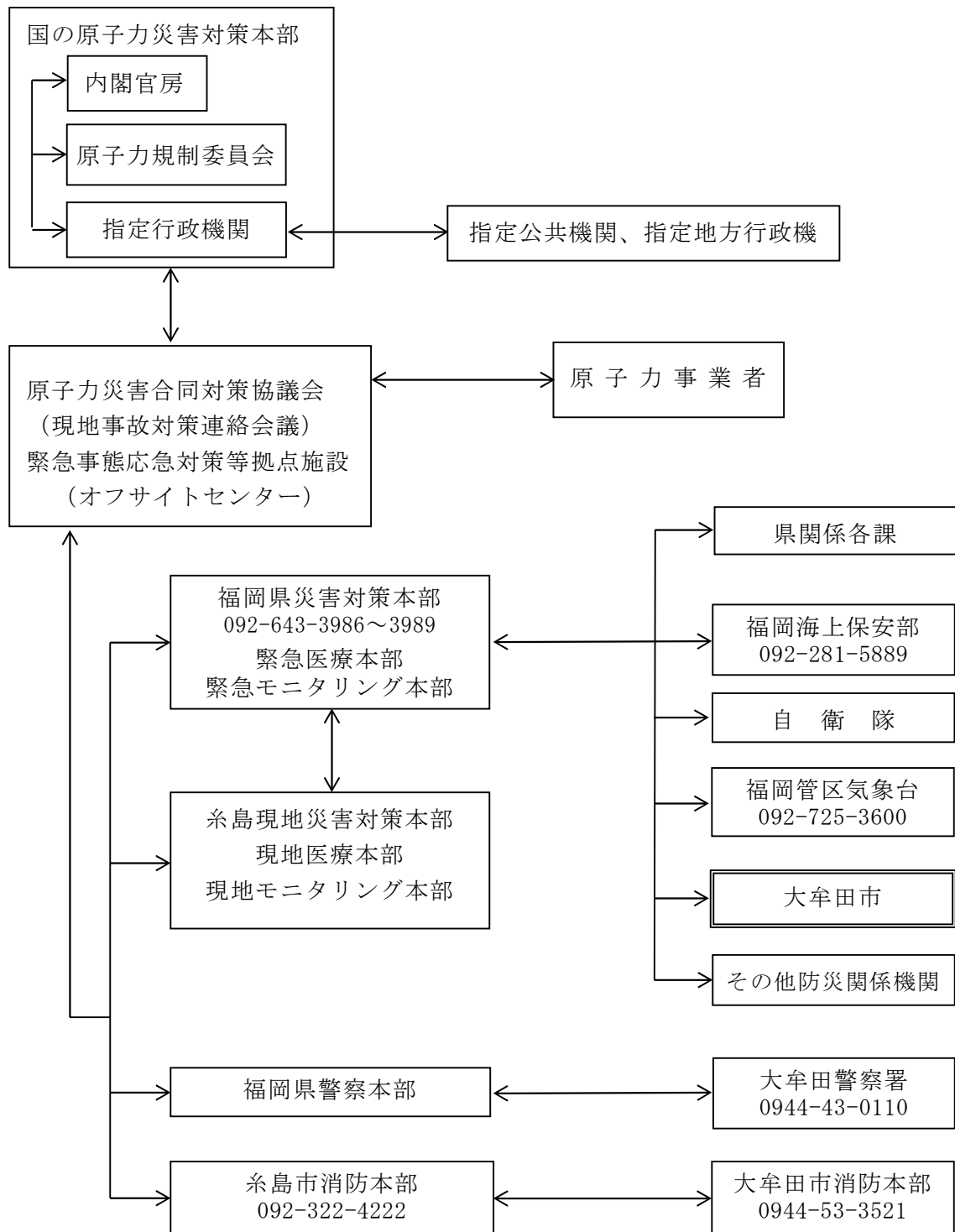
消防第1部は、原子力事業者、国、県から発表される災害情報を収集するとともに、県内のモニタリングポストで監視している空間放射線量率等の情報収集を行う。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照



出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編より作成

■緊急事態宣言発出後の情報伝達経路



※緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編より作成

第2項 応急活動

1. 市民への情報伝達

市（総括班・広報班）、消防第1・2部は、災害発生直後には、市民等に対し、広報車、愛情ねっと、防災行政無線等により、災害情報や危険情報、避難準備等の伝達を行う。

※詳細は、第3編・4編の第2章「情報収集・伝達」を参照

2. 避難及び状況調査

1) 地域住民の避難及び立入制限

市（総括班）は、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく内閣総理大臣の指示があった場合は、指示内容に基づき、屋内退避等の措置をとる。

また、放射性物質による汚染状況調査等により、予測線量が「退避及び避難に関する指標（原子力規制委員会）」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合、被害予想地区周辺の地域住民に対し、屋内への退避や警戒区域の設定等の状況に応じた措置をとる。

警戒区域への立入制限、交通規制等は、警察署等関係機関に要請する。

また、防災対策の実施にあたっては、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応する。

2) 放射性物質による汚染状況調査等

市（総括班）は、県が行う緊急モニタリング結果を収集するとともに、福岡管区気象台の協力を得て、風向、風速、降水量、大気安定度等の気象情報を数時間後の予測を含めて随時収集する。

3. 広域的な避難者の受け入れ

市（総括班）は、県から広域避難基本計画に基づく避難者の受け入れ等の要請があった場合、受け入れ人数を県との調整により設定し、人数に応じた避難場所・避難所の決定を行う。

また、避難場所・避難所の開設や避難者の誘導等、必要な支援を行うよう各班に指示を行う。

なお、市（総括班）は、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所において受け入れる体制を整える。